

名護市農産物6次産業化支援拠点施設（なごアグリパーク）の指定管理者候補者の選定結果について

名護市 農林水産部 園芸畜産課が所管する名護市農産物6次産業化支援拠点施設（なごアグリパーク）については、次のとおり指定管理者候補者を選定したので、その結果を公表します。

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経た後に正式に指定することになります。

1 施設の概要

- (1) 名 称 名護市農産物6次産業化支援拠点施設（なごアグリパーク）
- (2) 所在地 名護市字名護 4607 番地 1
- (3) 設置目的 市は、法第244条第1項の規定に基づき、地域の農産物を生かした多様な経済波及効果の向上を図るため、農業の6次産業化を促進する拠点施設として、名護市農産物6次産業化支援拠点施設（なごアグリパーク）を設置する。

2 指定管理者候補者

- (1) 名 称 J T B 沖縄・みらいおきなわ共同事業体
- (2) 代表者名 株式会社 J T B 沖縄 代表取締役社長執行役員 桂原 耕一
- (3) 住 所 沖縄県那覇市旭町 112 番地 1

3 指定予定期間 令和6年4月1日 から 令和11年3月31日まで（5年間）

4 選定の経緯

(1) 公募等

- ① 募集期間 令和5年8月1日 から 令和5年9月29日まで
- ② 申請団体数 1 団体

(2) 審査方法等

① 選定委員会

ア 選定機関の名称 名護市指定管理者選定委員会

イ 選定委員会の委員

委員長 副市長

委員 総務部長 企画部長 地域経済部長 市民部長 福祉部長
こども家庭部長 農林水産部長 建設部長 環境水道部長
教育次長 消防長

② 選定委員会審査日 令和5年10月17日（火）

③ 選定基準

- ア 事業計画の内容等が市民の平等な利用を確保することができること。
- イ 事業計画の内容等が施設及びその設備の効用を最大限に発揮させること。
- ウ 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有しており、管理経費の縮減が図られること。

エ その他名護市農産物 6 次産業化支援拠点施設（なごアグリパーク）の性質又は目的に応じて必要とすること。

④ 審査表（指定管理者候補者）
別紙のとおり

⑤ 選定結果

各委員の採点表を集計した結果、総得点が配点合計の 6 割以上のため、「JTB 沖縄・みらいおきなわ共同事業体」を指定管理者候補者として選定する。

（非公募の場合又は公募による 1 申請者の場合）

公募結果として応募が 1 申請者のみであるとき又は非公募としたときは、全出席委員の採点合計点数が選定基準点以上となった場合において、当該申請者を指定管理者候補者とする。

団体名：JTB沖縄・みらいおきなわ共同事業体

選定基準	審査項目	審査内容	配点	配点数 × 委員数	得点
(1) 事業計画の内容等が市民の平等な利用を確保することができるものであること。 (配点30点)	指定管理者の申請理由	公の施設を管理運営する指定管理者としての考え方が市民の利益に合致しているか。	10	120	94
	管理運営の基本方針	施設の設置目的を理解した基本方針となっているか。	10	120	96
	平等利用の確保	全般的に市民の平等な利用が図られる内容となっているか。	10	120	86
(2) 事業計画の内容等が施設及びその設備の効用を最大限に発揮させるものであること。 (配点80点)	サービスの向上	利用者等のニーズを想定し、それらにあった質の高いサービスの提供が可能な内容となっているか。	30	360	288
	利用の促進	施設の利用促進・利用者増に向けた具体的な取り組みがなされ、収入増が図られているか。	30	360	282
	自主事業の取組	自主事業の提案が利用者の立場に立って創意工夫がなされているか。	20	240	204
(3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有しており、管理経費の縮減が図られるものであること。(配点60点)	施設の管理運営	適正に管理運営ができる業務内容（外部への一部委託を含む）となっているか。	10	120	86
	実施体制	施設の機能を十分に発揮できる管理運営体制や人員配置の組織となっているか。	10	120	92
	収支計画	利用促進と経費の縮減が図られ、かつ収入・支出のバランスがとれた計画になっているか。（収入増だけ、経費縮減だけの偏った計画になっていないか。）	20	240	168
	経営基盤	指定管理者としての経営基盤が安定しており、事業計画を実行できる能力を有しているか。	10	120	100
	業務実績	同様施設またはこれに類する施設における良好な管理運営を行った実績を有しているか。	10	120	96
(4) その他の基準(配点30点)	法令遵守及び環境への配慮	関係法令及び条例等を遵守し、適正な管理運営ができるようになっているか。（個人情報管理や情報公開への対応なども含む）環境に配慮するための取り組みがなされているか。	10	120	88
	危機管理対策	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。また、責任者による迅速な対応が可能か。	10	120	90
	利用者のトラブル対応と要望の把握	利用者の苦情等のトラブルに対する未然防止と対処方法が図られているか。また、要望を把握し、それらに対応できる体制になっているか。	10	120	88
合計			200	2400	1858
選定基準点			120	1440	